

転貸資金

事業協同組合等が不動産業の事業経営に必要な資金を、その構成員に対して貸付けるために必要な転貸資金について保証するものです。

◎設備資金

事業協同組合等の構成員が、店舗改装等を行うために必要な資金や IT 機器の購入資金等、不動産流通業務の近代化のために必要とする資金を、事業協同組合等が金融機関から借入れ、構成員に貸付けるものです。事業協同組合等の金融機関からの借入に対し保証します。

この資金は助成（利子補給）の対象となります。

*保証額	上限 1000 万円	*助成金	年 2%
*保証期間	3 年以内	*助成期間	1 年以内
*保証料	年 0.2%		

(2015 年 4 月)